

## 今後の土壤汚染対策の在り方について (論点、考え方の方向性、主な意見)

### 第1 総論

#### 1 土壤汚染対策法(以下「法」という。)に基づかない調査・対策の増加

自主的な調査において土壤汚染が判明することが多い。

法や条例に基づく場合以外の一般の土地取引等の際にも土壤汚染の調査・対策が広く実施されるようになってきた。

土壤汚染による環境リスクの管理の前提として、土壤汚染が存在する土地に関する情報を的確に把握し、関係者が共有できるようにすることが必要。

このため、自主的な調査の結果を有効に活用できるようにする仕組みが必要ではないか。

- 法のもともとの目的は、土壤汚染が存在している場所を知って、そこについてそれにさわらないようにし、その影響をなくするという考え方。しかし、実際には土壤汚染の存在を知るところが、十分ではない。
- たった3%しか法に基づく調査が行われないということは、何かしら手を打たなくてはならない。自主的な取り組みを、終始、自主的取り組みのままにしておくということは決してよくない。調べてみて悪かった場合には、現実に危険があるのだから。
- 法の対象を拡張するか否かを議論する場合には、汚染土壤を把握した上で、汚染土壤処理規制のための制度につなげ、最終的な対策までつなげていくということが重要。自主調査の中で汚染が見つかった場合について、法として適正な汚染土壤処理にどういうふうにつなげていくかということも議論になる。
- 自主的な調査に対して、積極的に出してもらって、それが法の調査とみなせ、自主的調査や対策を、より多くの人々が情報として共有できる仕組みが必要。
- 自主的な調査、処置が非常に増えている。事業者は自分の土地がどの程度汚染されて、あるいはそれが外部に対して影響を与えているのかということを考えて、適切な対応をしている。
- 大部分の企業は土壤汚染問題について、積極的に公開し、取り組んでいるから、一律な規制によって、そのような自主努力を阻害し、自主努力への意欲を損なうことのないよう、実態に応じた制度の構築を目指していただきたい。

#### 2 掘削除去と搬出汚染土壤の問題

残土処分場や埋立地等において現場から搬出される汚染土壤に関する不適正事例や土地造成における盛土材料に汚染土壤が混入していた事例が顕在化している。

##### (1) サイトごとの汚染状況に応じた合理的な対策

法律では土壌汚染の対策として摂取経路の遮断が基本とされ、掘削除去のほかに、盛土、舗装、封じ込め等の種々の対策が認められている。

しかし、現実には、「掘削除去」が選択されることが多い。

ア 掘削除去は、汚染された土壌の所在を不明にするるとともに、搬出に伴い汚染を拡散させるおそれがあり、環境リスクの管理・低減の点から問題ではないか。

イ 掘削除去が環境リスクの管理・低減の点から不適切な場合もあることも踏まえ、不合理な対策を避けるためにも、汚染の状況、土地の利用状況等に応じて、必要な対策の基準を明確に定めるべきではないか。

ウ 指定区域については、環境リスクに応じた合理的な分類をすべきではないか。

- さわらないことで対応していこうと思っていたのが、それ以上の過剰な掘削除去まで進んでいってしまった。
- 現行法は環境リスクのマネジメントということを意識した法律であり、リスクマネジメントで適正な処置を講ずれば、それで安全と言っているのだという考え方を定着させるため、法律の立法趣旨を十分国民に伝え、誤解のないような運用をしていくということが重要。
- 企業の実態として、汚染土壌が発見された場合は、必ず対策は適正にする。
- 汚染土壌の対策については、行政の指導を受け適切に行っているとのことであるが、1990年代以降法に基づく基準に基づく規制が、行政規制の基本である。

## (2) 掘削除去に伴う搬出汚染土壌の適正な処理

掘削除去が増加している今、汚染土壌の搬出に伴い、廃棄物の不法投棄問題のような事態を招来しないよう、適正な処理の基準や是正措置を規定すべきではないか。

- 搬出汚染土壌については、現行法上、指定区域外については把握できない。
- 自主的な調査と対策については、その対策が適切にとられるということが必要。自主的な対策については、汚染した土壌をどこにどれだけ行って、どうなっているのかというような流れが十分把握されていない。
- 汚染された土壌の拡大というのは確かに問題だが、本当に不適切に投棄された件数は、たった11件だ。
- 11件しかないと評価するのではなく、一般の不法投棄と違って形状の分からない土壌汚染が網目の粗い調査で11件も出てきたのであって、これは非常に大きな潜在的リスクがあることの証明と考える。

## 第2 各論

### 1 調査の契機について

#### (1) 自主的な調査について

自主的な調査の結果、土壌汚染が判明した場合には、行政に報告することを義務づけ、指定区域として適切に管理するべきではないか。

報告の要件としては、公定法を満たしている場合としてはどうか。

公定法を満たしていない場合は、どうするのか。

- ・ **自主的な調査により汚染が判明した場合、どのように対応すべきか。**
  - 地下水汚染の危険性があるというのであれば、現在の危険を除去させるという事は当たり前。もちろん、中小企業に対する一定の配慮ということは必要、現在でも猶予という形で配慮をしている。
  - 自主的な調査の情報をきちんとオープンにさせていただくということは、重要
  - 自治体によって上乘せ規制がまちまち。一律の規制が難しい。
  - 自主調査の結果汚染土壌が発見された場合の対策について、行政による遮断、掘削等の指導の基準が非常に不明確。
- ・ **自主的な調査であっても、一定の要件の下に、法律に基づく調査と見なせる仕組みを設けるべきではないか。**
  - 現にある基準を超えている汚染土壌を発見したならば、届け出を義務づけることは考えられる。その基準については、少しハードルが高くなってもやむを得ない。
  - 自主的調査であっても、何らかの形で、法に基づく調査とみなすことができる仕組みを導入すべき、例えば、自主的調査の結果、問題がないことがわかった場合に、法に基づく調査とみなすことができれば、それだけ公定力が出、調査をした側にとってもメリットがある。
  - 法に基づく検査をやった場合には、これは将来の法的な検査に代替するというようなことは、これは企業としても非常にありがたい。
  - 企業は、自主的な調査の結果をオープンにしているが、すべてを公表することはできない。ただ、将来の法の検査に代替できるというようなインセンティブを与えて、公表するという事は制度設計としては非常にいい。
  - 3条の調査とみなせる場合の条件は、現在3条の調査で求められているような、指定調査機関を使う、技術的な基準、調査後新しく土地の改変とかされていないこと。
  - 対策について計画を出してもらい制度を法律の方でも入れるということも考えられる。自主的調査であっても、法律に基づく調査であっても、最終的に対策をしたことについての結果を確認するような制度を入れることによって、余り過剰な浄化をしなくてもいいという状況をつくり出すということが必要。
  - 自主的に行われた調査や対策について多くの人が情報共有することにより、土壌汚染の実態の理解が進むものと期待される。

- きちっと自主調査をされるような企業であれば、これを公表し、きちんと処理をされていることが当然だということであれば、制度化できるのではないか。

## (2)現在の法律の調査契機について

### ① 法律の調査の契機と調査内容について

一定規模以上の土地の改変は大量の土壌の搬出や土地の形質変更に伴う汚染の発生の契機になることから、これを機会に土壌の汚染状況を調査すべきではないか。

所有者等が過去の有害物質の取扱状況や土地の利用状況等を調査し、汚染の可能性が極めて低いことを証明した場合には、この調査を免除しても良いのではないか。

操業中の工場・事業場の敷地において土地改変がある場合、どのように取り扱うべきか。

#### ・ 法律の調査の契機を見直すことは必要か。

- 調査契機については、法の対象となっているものが全体の3%くらいしかなく、圧倒的に少ないため、対象範囲をどのように拡大していくかということが重要なポイント。
- 現在の法の対象だけでは、土壌汚染の可能性のある土地が網羅されていない。
- 被害が起きていないから3条調査の範囲を狭めたままでよいというのは、リスクマネジメントの観点から問題がある。

#### ・ 法律の調査の契機としてどのようなものが適当と考えられるか(例 土地改変、土地売買)。

- 調査契機としては、土地の改変や土地の売買の時が考えられる。土地の改変時を調査契機とすることについては、汚染土壌が拡散する可能性があるということが理由になる。土地の売買時を調査契機とすることについては、土地の円滑な取引や土地を市場に出す者の何らかの責任が背景になると考えられる。
- 法の対象の範囲の拡張という議論とも連動するが、運び出されるときに法により把握することが重要。
- 9条の指定区域における形質の変更だけでは指定区域外の搬出汚染土壌については把握できない。また、汚染土壌というのは、形状ではなかなかわかりにくく、不法投棄がされた場合には発見しにくい。運び出されるときにきちんと法により把握することが重要。
- 3条調査については、一定規模の土地の改変ということが、拡散防止の点から重要。
- 資産価値等の問題は土地取引の民と民の間の不動産取引上のルールで対応するのが適切。
- 調査の契機を売買契約時に広げることは公法的なコントロールになじまない。土地改変だけで十分目的は達成できる。売買は、当事者の問題。問題があった場合は、契約の問題であって、公法的に関与しなければならない問題ではない。

#### ・ 土壌汚染状況調査の必要性を判断するために、事前に履歴等調査を行わせるべきか。

- 履歴等調査については、行政にどこまでの情報があるのか疑問。情報をどうやって的確に把握して行政実務で利用できるかが問題。
- 履歴を過去にさかのぼることは難しい。履歴がわからない場合は、自主調査をやってもらうのが実態。
- 一定規模以上の場合に調査というような形で中小企業に対する配慮を、ぜひお願いをしたい。

## ② 法律の調査の対象について

自主的調査が普及している現状を踏まえ、自主的調査結果を法の対象とし、また、一定規模以上の土地の改変を調査契機とする場合には、法の対象が相当程度広がり、こうした機会に調査が行われることとなり、これによって対処が可能となるのではないかと。

- 法の施行前に廃止された工場の敷地についても、何らかの対応がなされないと、抜けが大きいのではないかと。
- 施行前のものについては中小企業に過度の負担にならないように。
- 物質を増やすには限界がある。法で把握していない施設まで取り込むのは難しい。
- 調査の範囲を広げる、自主的な調査についても報告をするということになると、相当程度、範囲が広がる。
- 法律上は、有害物質使用特定施設については、その有害物質についてだけ調査すればいいが、実態は、ほとんどが25物質全てについて調査している。

## ③ その他

法律第3条第1項ただし書に基づき調査が猶予されている土地において土地改変や土地売買等が行われる際には、都道府県知事に届け出ることとし、当該土地における調査の必要性を再度判断する機会を設け、必要に応じて土壌汚染調査が実施されるようにすべきではないかと。

- ただし書きで調査猶予がなされている場合について、土地所有者等に、用途が変わったり使用方法が変わった場合も報告を義務づけ、また、土地所有権が移転すれば新たな所有者に報告義務を科しているが、行政側が所有権が移転したという事実を把握しづらい。調査を猶予されている者については、所有権移転のときに行政側へ届出をしてもらって、現在はだれが所有者であるかということ、行政側が的確に把握できているようにすることが必要。

## 2 サイトごとの汚染状況に応じた合理的な対策の促進方策について

### (1) 指定区域の分類化と対策発動基準の設定

判明した汚染土壌についての対策の基準を、汚染の状況、土地の利用状況等に応じ

て明確化するべきではないか。

- 事業者や土地所有者は、自主調査について、指定区域にしないで対策をちゃんととったというお墨つきをくださいという。指定区域の名称のつけ方、あるいは、措置済み、対策済みの名称のつけ方を工夫する必要がある。
- 指定区域の分類化等少しわかりやすくすべき。

**① 指定区域の分類はどのような考え方に基づくべきか。**

指定区域に関しては、土地の利用者が実態をよく理解しやすく、それぞれの区域が定められている理由、指定された場合にその所有者等がどのような措置を講じなければならないかが的確に把握できるような分類としてはどうか。例えば、次のような分類が考えられるか。

- ア 土地の形質の変更により汚染が拡散したり、搬出される汚染土壌が不適正に処理されないよう管理が必要だが、土地利用の状況により暴露の可能性が低い場合掘削除去を遮断する対策（盛土、封じ込め等）は不要な区域
- イ 一般人が立ち入ることができる場合や、地下水が飲用される等の可能性がある場合であるため、掘削除去を遮断する対策や場合によっては掘削除去が必要な区域
- ウ イであったが、掘削除去を遮断する対策が講じられた区域

・ **対策の要否による分類**

- 指定区域について、人の健康被害の生ずるおそれがあることにより盛土、封じ込め等の対策が必要となる区域と、人の健康被害の生ずるおそれがないが管理が必要となる区域とに分類すべき。
- 現行法では、指定の要件と措置命令を出す要件との二段構えになっていて、非常にわかりにくい。現実に本当にリスクがあって何とかしてもらわなければならないレベルと、とにかくちょっと要注意ですよというレベルがある。

・ **リスクの種類(溶出量基準超過と含有量基準超過)による分類**

- 溶出量基準超過と含有量基準超過のうちいずれのリスクに基づいて指定された指定区域であるのかを明示した上で、暴露の可能性と汚染の程度の両方を組み合わせて、指定区域を分類すべき。
- 将来的にサイトアセスメントというのは活用した方がいいが、アセスメント手法自体の確定の問題もあり、含有量基準、溶出量基準以外の対応の暴露経路を全部入れることになことから、現行ではまず使えるところから使っていくべき。

・ **対策実施済か否かによる分類**

- 対策が必要なものとそうでないものを分けるのは一つの考え方であるが、名前を分けたからといって掘削除去まで求める国民の意識が変わるのかは疑問。
- 掘削除去をした後についても、解除という形で記録を残しておいた方が、また同じ調査をするような手間をかける必要もなくなるのではないか。
- 指定区域の解除も記録を残すとすると、調査をやった指定区域にならなかつ

た場合も記録を残さなければならなくなるのではないか。

## ② 対策発動基準はどのような考え方に基づき設定されるべきか。

①のア及びイの区域について、法上不合理的な対策が要求されないように、汚染の状況、土地の利用状況等に応じた必要な対策の基準を明確化するべきではないか。

## (2) 土壌汚染対策の結果に対する地方公共団体の関与

(自主的な対策の場合も含めて) 汚染土壌についての対策が講じられた場合には、その結果に応じて、行政が一定の評価を行うべきではないか。

具体的には、地方公共団体が対策の効果を確認し、摂取経路の遮断が実現されていると認める場合には、その旨を指定区域台帳に記載し、公表するなどの対応が必要ではないか。

### ○ 土壌汚染対策に対する地方公共団体の何らかの関与は必要ではないか。

- 公的機関が土壌汚染対策の方法について関与する仕組みを導入することにより、ブラウンフィールド問題の緩和が期待。
- 自主的な場合でも法の要求する措置が十分講じられていることを認める仕組みがあってもいい。通常の使用では何の問題もありませんということを行政が担保する仕組みが必要。そうすれば、過剰な対策をやらないように済む。
- 企業の活動が正当に評価されて、やるべきところはちゃんとやりますということが担保されればいい。幾ら企業が説明しても地域住民が納得しない。行政が正当な評価をつけて公表することとしないと、無条件に全部情報公開することに賛成できない。
- 何でも掘削除去という過剰な対策を回避するためには、土地所有者が対策に着手する前に地方公共団体に提出し、選択した対策方法が適切であるという仕組みが有効。
- 汚染がないことを行政の方で100%保証することはできない。
- 自主的対策の確認は、地下水汚染が一番問題で、定期的にモニタリングをやって、有害物質が確認されていないかどうかをやっている。

## (3) 土壌汚染に関する調査結果や対策内容に関する情報をどのように活用すべきか。

土壌汚染に関する情報について、関係者が容易に入手することができ、適切に承継される仕組みが必要ではないか。

土壌汚染がなかったという情報についても有効に活用すべきではないか。

- 情報を開示することによって、もう一度調査しろというふうな声なくなる、コストを縮減するという意味からも、情報開示というのは非常に重要。情報が

利用されていない実態が多いのではないか。

### 3 搬出汚染土壌の適正処理を担保するための制度の充実について

#### (1) 汚染土壌を搬出することの位置付け

汚染土壌の搬出は、汚染土壌の拡散のおそれがあることから、抑制すべきことを明確に位置付けるべき。また、搬出が抑制されるよう、原位置でのリスク低減措置（オンサイト処理）の技術開発・普及を推進すべきではないか。

- 土はほかの物質と違い、消えてなくなるものではない。汚染土壌をどこかへ持っていけば、指定地域が別のところに移っただけ。土壌汚染に関しては汚染土壌をどこかへ持っていくとかという以前に、まずそこにあるものだとしてリスクをコントロールしなければ、かえって汚染土壌を拡散する。
- 一般論としては汚染土壌の搬出について抑制すべきである。
- 宣言的に法律の中に1条項が立てば、土壌処理というのは、まずオンサイトでやるのが原則だとの考えが浸透し、国民のリスクコミュニケーションに資することとなる。
- 政策的な宣言みたいなものを盛り込んで、いわゆる原則論を明らかにするというのは、ある意味では法的にも意味がある。
- 汚染された土壌が、汚染された土地から外へ持ち出されるという機会はできるだけ少なくしなければいかん。
- 掘削をやめることはできないが、処分場も能力の限界がある。本当に処理すべきものは処分場。自然起因や健康被害の生じないものは現場で処理。

#### (2) 汚染土壌処理の適正な処理の義務付け

搬出される汚染土壌について、発生から最終的な処理に至るまで関係者が責任をもって処理する仕組みを確立していくべきではないか。

- 搬出土壌の不適切な投棄について何らかの形で対応していく必要がある。

##### ① 処理方法の規制

- 処理の技術基準を法律で規定すべきか。

運搬・処分等の処理の各段階について守るべき基準を法律で規定し、汚染土壌処理に関わる関係者に、汚染土壌の適正な処理の義務づけるべきではないか

- 搬出、移動、処理ごとのコントロールを法律レベルで設けるべき。
- 処理の技術基準はきめるべき。
- 運搬、処理、保管もどうするか。
- 欠格事由に該当する者や技術基準に適合する施設を有しない者は、汚染土壌の処



## 理を事業としてできないこととすべきか。

まずは、処理の方法等に関する規制を定め、その効果を踏まえ、今後検討する。

- 廃棄物の運送業の許可みたいなものは、不要。
- 汚染土壌の処理については、透明性を高くするという方法がいい。
- 運搬をする人については、数万事業者いることから、許可制とすることは、すぐには難しい。
- 処理をする事業者に対する資格制度は、行為義務者の責任が業者任せとなってしまう。

### ② 汚染土壌の管理システム

搬出汚染土壌管理票（汚染土壌マニフェスト）により適切な処理が行われたことを確認することができる仕組みを法律で規定すべきではないか。

#### ・ 土壌汚染地等から土壌を搬出する段階又は土壌を受け入れる段階でチェックする仕組みとしては、どのような方法が適当か。

- 施設を含めた規制、搬出する際の何らかのチェックが必要。
- マニフェストの導入というのは当然やるべき。
- 万一違反行為があったときには、厳しく事後的にチェックができるという仕組み。事前規制方式よりは事後に厳しい規制をかけることが有効。
- 土が最後どのようになって、どのように調査されて、最後の結末はどうなったかというところまでは、しっかりと知らせてほしい。
- 資格を持っていないところに委託した者に責任を負わせる方法もある。

#### ・ 搬出汚染土壌管理票(マニフェスト)での管理の充実をどう図るべきか。

- 汚染土管理票を法律上の根拠のあるものにし、違反に対して罰則を設けることが必要

### ③ その他

1（1）のとおり自主的調査を取り込み、1（2）のとおり土地改変時に調査を義務づけることとなれば、指定区域が拡大することとなるので、現在の指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌についても対象となる。

#### ・ 指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌も対象とすべきか。

- 指定区域外の土地から出されるものは、指定区域を広げていくとか、全体の調査の対象を広げていくことと併せて考えるべき。
- 基本的には指定区域外であろうと何だろうと、あるレベルを超えた汚染がわかったときには、それについては適正な処理をさせなければならない。

#### ・ 自然的原因により基準を超過する土地から搬出される土壌も対象とすべきか。

- 自然由来についてまで対策を行えば、処分場がパンクする。

- 法定・自主調査、自然由来に関係なく動かしてはだめ。基準を超える汚染土壌を発見したときは、届け出をさせ、法の対象を拡大し、結果として、対象を広げればよい。
- 本当に処理が必要なものを処理施設で受け入れて、自然的由来のものとか、現場で十分そのまま眠っていて、特に健康被害を含まないものは、現地での管理をするということを前提に、その対策の方針としてあるべき。
- 自然由来であっても動かすこと自体が人為的なものだというふうに考えると、何かのチェックというのは必要。

### (3)汚染土壌が不適正に処理された場合の措置

- 不法投棄をしてしまった人が一番責任があるが、それとは別に対策工事実施者は、全体を統括するような責任がある。
- 開発をした発注者、あるいは下請となる事業者、あるいは運搬をした運搬者、こういう者に、連帯責任を課すというのが民法上の考え方。
  - ・ **原状回復については、どのような措置を講じるべきか。**

不法投棄等法第9条の届出内容と異なった処理を行った場合には、法第9条の届出を行った者に対して、届出内容に沿った処理を行うよう命じ、原状を回復させることとしてはどうか。

法第9条の届出をすることなく、汚染土壌を不適正に処理した場合、どのような措置を講じるべきか。

- 搬出汚染土壌はばらまかれると、廃棄物以上に全く目には見えない、よくわからないものになる。是正措置というのも非常に重要。
  - ・ **違反行為に対する罰則を設けるべきか。**

不適正な汚染土壌の処理を行う者については、罰則を科すべき。

- 行為義務者として、不適切な処理をしたら罰則をかけることが重要。
- 罰則は当然あるべき。

## 4 その他

### (1)調査の信頼性を確保するための方策(指定調査機関)

- ・ **指定調査機関の技術的能力を向上・維持させるため、技術管理に関する専門的資格、指定の更新、技術管理者講習等を導入すべきか。**

ア 指定調査機関の指定に関して、技術的能力の基準として、管理者は、土壌汚染状況調査の業務に関する学科及び実技試験に合格した者でなければならないとすべきではないか。

イ 調査に関する技術の維持及び向上を図り、また、経済的基礎の変化をチェックするため、指定の更新制を導入すべきではないか。

- 汚染土壌といっても素人である住民にとって全然わからない。本当に信頼できる調査機関かどうかということが命綱になる。
- 指定調査機関については、やはり実力の差が相当ある。
- 地層について正確な知識もない業者も多くいる。地層的な知識、資料の収集の能力、ファイルとして後日検証が可能な形で残しておくという能力が指定調査機関には、必要。
- 信頼獲得ができるよう資格制度、資格の更新制度が必要。
- 指定調査機関について例えば更新制を入れる、指定要件を見直すというようなことをして、技術的な能力が高いところだけが指定されるようすべき。
- 現行制度は、当然、技術レベルを前提に指定するものとしていたのであるから、技術レベルの確保、維持は必須。

## (2) 土壌汚染のリスクや法律の考え方に対する国民の理解とリスクコミュニケーションの促進

### ① 土壌汚染のリスクと合理的対策についての国民に対する普及啓発をどのように推進するべきか。

土壌汚染調査・対策を実施する事業者、国民一般に対して、土壌汚染対策については、暴露経路の遮断で十分であるということなど土壌汚染のリスクと合理的対策に関する普及啓発を推進すべき。

#### ・国民一般への普及啓発をどのように推進するべきか。

- 土壌汚染対策については、暴露経路の遮断で十分であるという意識の徹底が必要。
- 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがある場合に対策をとるという前提によるなら、健康被害に関するリスクコミュニケーションが大事。
- 土壌汚染対策において大事なことは、情報の共有と公開。
- ブラウンフィールドの事例を紹介し、何が問題となっているのかを理解することが重要。
- 環境リスクマネジメントの考え方を国民にわかりやすく説明することが非常に重要。ハザードをどういうふうに管理するか、体に入らないようにするのがリスク管理であって、そのための対策についてわかりやすく説明する必要がある。
- 住民側の土壌汚染に疑問を持ったときの窓口をつくるべき。

#### ・土壌汚染調査・対策を実施する事業者に対する普及啓発をどのように推進するべきか。

- 科学的知見を一層集積し、普及しないと、全て掘削除去するなど過剰な対策が必要となり国民経済上マイナス。

### ② 土壌汚染調査・対策を実施する事業者と周辺住民との間におけるリスクコミュニケーションの充実をどのようにして実現するか。

リスクコミュニケーションを行う際に準拠すべき制度やガイドラインを定めるとともに、リスクコミュニケーションに係る人材を育成し、派遣活用することが必要ではないか。

- リスクコミュニケーションを行う際に準拠する制度やガイドラインが必要。
- ・ **リスクコミュニケーションガイドラインの普及以外の充実方策として、どのようなものが考えられるか。**
  - 住民に「なるほど私たちの健康リスクにつながらないんだ、安心なんだ、地下水汚染もこれだったら大丈夫」という細かいリスクコミュニケーションが必要。
  - 県民は、その土壌の処理の最後の行く末というのが一番知りたい。
  - 住民との間できちっとした対応が出来る人材の育成が必要。
  - 環境カウンセラーのような人材が必要。今の組織、法体系、その基準の考え方が簡単に判る資料が必要。
  - 汚染原因者である事業者がリスクコミュニケーションを主体的に行うということが非常に重要。
  - リスクコミュニケーションに関する詳細な事例集、情報データベースが必要。インタープリターの養成、地方自治体の関係者の情報を共有し合う場が必要。

### (3)その他

#### ① 操業中の対策の促進

- ・ **操業中から計画的に対応すれば、時間的余裕が生まれ、対策の選択の幅も広がり、費用の面でも有利となる可能性があるが、操業中からの対策の促進策としてどのような方策が有効か。**
  - 未然防止として操業中の工場への対策促進は、非常に大事なことだ。
  - 操業中の調査は、いわゆる自主調査であるが、一定の要件を満たせば、その調査結果を法の正式な調査と認定し、操業をやめるときに再度調査しないでもいいとする方法もある。
  - 1回やった調査対策というものを一部踏まえた上で簡素化するということはあり得るが、その後も、操業が続いているので、ゼロにはできない。
  - 準備金のようなものを作って非課税措置をとるなどして、操業中の対策を促すべきではないか。

#### ② 対策の促進・支援

- ・ **土壌汚染対策基金について、措置命令以外の自主的な対策や汚染原因者も助成の対象とすべきか。**

ア 法律第7条に基づく措置命令が発せられなくても土地所有者等が法律上必要とされる土壌汚染対策を講じる場合であれば、基金による助成対象とすべきではないか。  
イ 土壌汚染対策基金の活用に関する地方公共団体の助成制度の整備が望まれる。  
ウ 汚染原因者については、現在のところ助成対象となっていないが、汚染原因者についても一定の条件の下で助成が必要かどうか、その是非も含めて検討すべきでは

ないか。

- 土壤汚染対策基金をもう少し活用してはどうか。
- 汚染原因者に対する支援については、融資又は助成にしても、後で返してもらおうというようなことを残しておく必要。
- 基金の対象を広げることは悪くないが、拋出者をどうするのかも併せ検討する必要もある。
- **その他対策を推進するための支援としてどのような方策があるか。**

土壤汚染対策を講じたくても、その費用を用意することが困難な資力が乏しい中小事業者に配慮するため、土壤汚染対策に関する支援策を検討すべき。

- 土壤をきれいにする仕掛け（サポート）がなければ潜在化する。
- 検査や土壤の処理安い技術の開発ということは、非常に重要。
- 貸与していた土地の対策費用がないために、返還できないで夜逃げする店もある。こうした業者への支援も考えるべき。